

七尾都市計画地区計画の決定（七尾市決定）

七尾都市計画万行町夢見通り地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

名 称		万行町夢見通り地区 地区計画
位 置		七尾市万行町の一部
面 積		約0.7ha
及 区 域 の 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、JR七尾駅より東へ約2.5kmに位置し、周辺は準工業地域に囲まれた、低層な専用住宅で形成された住宅地である。今後も良好な住居環境の保護を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	本地区の土地利用は、現在形成されている良好な住環境の保護を図り、敷地の細分化の防止等により、閑静で落ち着きのある住宅地の形成を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途及び高さの制限、敷地面積の最低制限、建物の形態又は意匠の制限を行い、良好な住環境の確保を図る。

2. 地区整備計画

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	当地区に建築できる建築物は建築基準法第48条第1項の規定による第一種低層住居専用地域内で建築することができる建築物に限る。
		敷地面積の最低限度	150㎡
		高さの最高限度	12m
		形態又は意匠の制限	(1) 建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避けるなど周辺の景観に配慮した色調とする。 (2) 広告物は自家用に限り、周辺の景観に配慮したものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

〔理由〕

当地区は、万行町夢見通り地区において、良好な環境の住宅地の維持保全を図るため建築物等に関する誘導を行い地区計画を決定しようというものである。